

八代市建設工事共同企業体運用基準

第1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体(以下第1において「特定建設工事共同企業体」という。)により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事の種類及び規模

特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、工事の設計金額が当該各号に定める金額以上の者で、単体企業による施工に比べて効果的な施工が確保できると認められる工事内容のものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物、大規模建築物及び大規模設備等の建設工事で設計金額がおおむね5億円以上のもの、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。
- (2) 設計金額がおおむね1億5千万円以上の土木一式工事、設計金額がおおむね2億円以上の建築一式工事、若しくは設計金額がおおむね5千万円以上の電気、機械の設備工事等であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、(1)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。
- (3) 主たる工事が特殊な技術等を要する工事又は特に専門性の高い工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、(1)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。
- (4) (1)の規定により特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者(八代市工事請負建設業者選定要領(平成17年8月1日施行)第3条に規定する指名建設業者をいう。以下同じ。)であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる者(以下「単体有資格業者」という。)があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、対象工事の種類ごとに次に掲げるところによるものとする。

- ア 土木一式工事、建築一式工事及び電気、機械の設備工事等の場合、各々の発注工事に対応する工事種類(八代市工事入札参加者資格審査格付要領(平成17年8

月 1 日施行。以下「格付要領」という。)に基づき格付を行う工事の種類をいう。以下同じ。)の有資格業者の組合せとし、かつ、市内に主たる営業所を有する有資格業者(以下「市内業者」という。)で格付(格付要領第 1 条の規定によるものをいう。以下同じ。)における最上位の等級に属する者同士の組合せ又は最上位の等級に属する者及び次位の等級に属する者の組合せとする。

イ 主たる工事が特殊な技術等を要する工事及び特に専門性の高い工事の場合、特殊な技術等を有する有資格業者及び市内業者の組合せとする。ただし、当該工事の従たる工事が格付対象工事のときは、市内業者は格付における最上位の等級に属する者とする。

(3) 資格

全ての構成員が、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の施工実績を有すること。

イ 発注工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種につき、営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ウ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率

全ての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

3 資格審査等

(1) 特定建設工事共同企業体により公募型指名競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。ただし、通常指名競争入札を行わせようとするときは、予備指名通知によるものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要

エ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

カ その他必要と認める事項

(2) (1)の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格な者を有資格業者として認定するものとする。

(3)(2)による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体(以下第2において「経常建設共同企業体」という。)を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、原則として、当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模の工事とするものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1)構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とする。

(2)組合せ

構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

イ 格付における同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断された場合には、直近1等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し支えないものとする。なお、これらの組合せの要件に適合している有資格業者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

(3)構成員の技術的要件等

全ての構成員が、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 当該経常建設共同企業体が格付される工事種類について元請としての施工実績を有すること。

イ 当該経常建設共同企業体が格付される工事種類につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

ウ 当該経常建設共同企業体が格付される工事種類に係る監理技術者となることができる者又は当該工事種類に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。

(4)出資比率要件

全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

3 資格審査

経常建設共同企業体の資格審査は入札参加資格審査申請書の提出により行わせるものとし、一つの企業が入札参加資格審査申請書を提出することができる経常建設共同企業体の数は1とするものとする。

附 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月19日から施行する。

附 則（令和7年2月28日 財務部長専決）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。